

## 7. 農地の位置付け

- 世界の食料事情が不安定化する中、我が国の食料安全保障を強化する必要
- 農地は、**食料生産の基盤であり食料安全保障の根幹**を成すものとして、しっかりと確保していくことが重要

### 農地法の規定

(目的)

第一条 この法律は、**国内の農業生産の基盤である農地**が**現在及び将来における国民のための限られた資源**であり、かつ、**地域における貴重な資源**であることにかんがみ、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もつて**国民に対する食料の安定供給の確保**に資することを目的とする。

## 16. 農地の権利を取得する法人の種類

- 農地法上、法人による農地の権利取得は、**農地所有適格法人**と**一般法人（リース方式）**の2類型を規定
- **農地の所有**は、農業関係者が地域で協同して農業を営む性格を有する**農地所有適格法人に限定**
- **農地の賃借**は、農地所有適格法人以外の**一般法人でも可能**

	農地所有適格法人 (農地を所有できる法人)	一般法人(リース方式)
法人の性格	○ <b>農業関係者</b> が地域で <b>協同して</b> 農業を営むという性格を有する法人	○ 経営の柱が <b>農業分野以外</b> の法人
法人の要件	○ 議決権： <b>農業関係者が議決権の過半</b> ○ 法人形態： <b>株式会社(非公開会社)</b> 、持分会社等 ○ 事業： <b>売上高の過半が農業・関連事業</b> (加工販売等) ○ 役員： <b>①役員の過半が農業に常時従事</b> <b>②役員又は重要な使用人の1人以上が農作業従事</b>	○ 株式の譲渡自由  ○ 役員又は重要な使用人の <b>1人以上が農業に常時従事</b>
経営方針の決定	○ <b>農業関係者</b> の意向が経営に反映	○ <b>農外関係者</b> の意向が経営に反映
懸念払拭措置	○ 上記の要件を欠いた場合、国が買取	○ 農地を不適正に利用した場合、所有者に賃借地を返還

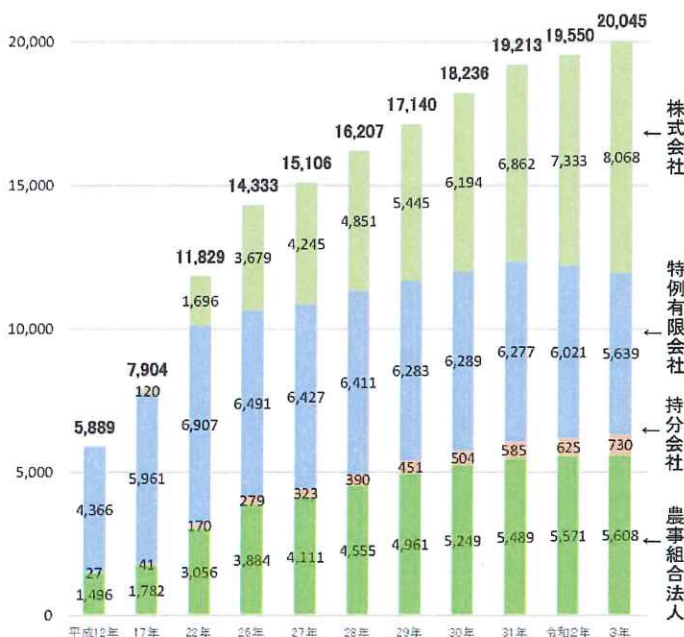
### (参考) 議決権要件に係る農地法改正の経緯



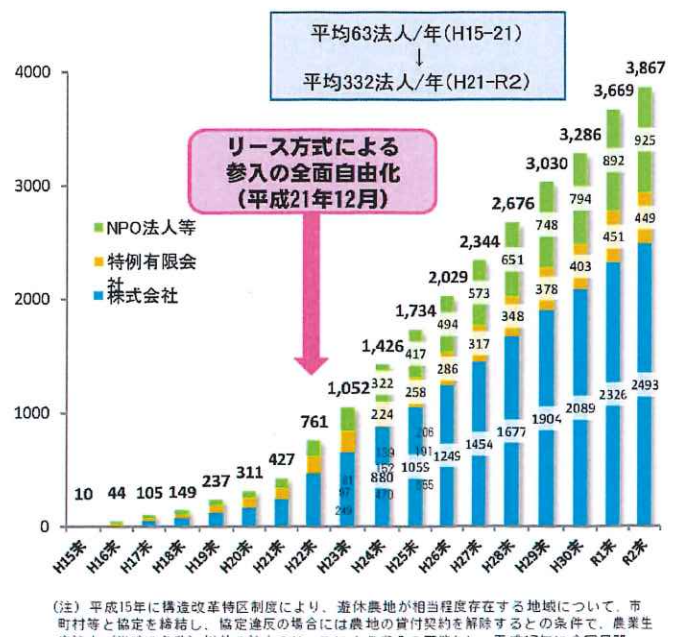
## 17. 農地所有適格法人及び一般法人（リース方式）の動向

- **農地所有適格法人**の数は年々増加し、令和3年1月1日時点で**20,045法人**。平成12年の農地法改正（株式会社形態の追加）以降、**株式会社形態の法人数が増加**
- **一般法人（リース方式）**の数は、平成21年の農地法改正による全面自由化により、**改正前の5倍のペースで増加**しており、令和2年末時点で**3,867法人**

農地所有適格法人数の推移



一般法人（リース方式）数の推移





## 要件緩和を求める養父市の事業者(代表例)

### 山陽Amnak(アムナック)(株) (平成27年9月9日特区事業認定)

- ・本業は、市外(三木市)における建築関係。平成23年より農業に進出。
- ・特区事業認定後、養父市の能座地区で、休耕田の再生・活用を行い、酒米とうるち米を生産。

### 福井建設(株) & (株)オーク (平成27年9月9日事業認定)

- ・本業は、建設業。地元の養父市が特区指定を受けたことで、農業への進出を決意。
- ・現在、地元農業者と協力し、うるち米、もち米、ニンニク等を生産。

### オリックス(株) & やぶパートナーズ(株) (平成27年1月27日事業認定)

- ・大企業と市100%出資会社のコラボレーション。
- ・地元のJAとの協力も取り付け、ピーマン、大豆等を生産。

## 地元経済団体(関西経済連合会)の動き

住友電気工業 社長 松本正義 氏  
阪急電鉄 会長 角 和夫 氏  
神戸製鋼所 会長 佐藤廣士 氏

**「養父市の農業に企業が参入しやすくし、その力を活用すべき」** (昨年11月)

